

Aーにおけるプライバシー問題(上)

国際社会経済研究所  
(NECグループ)主幹研究員

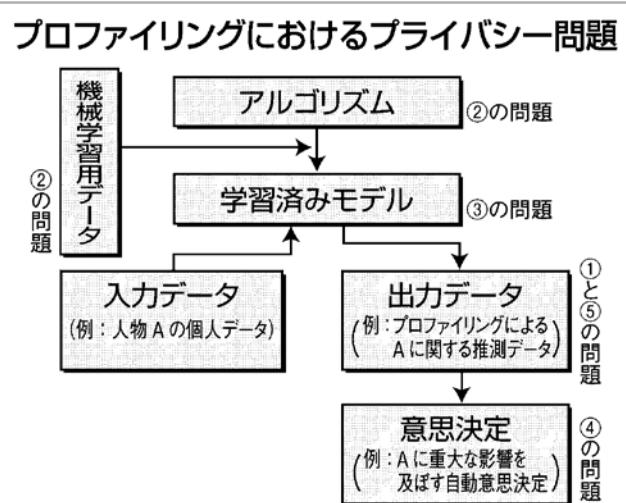


小泉  
雄介

あり、犯行現場の状況

個人に影響

どうを予測すること」と  
言えよう。例えば、あ  
る人の購買履歴から、  
その人の収入・嗜好・  
購買行動等を推測する  
ことが典型的な例であ  
る。



人が望まない個人情報まで推測できてしまう

社会的差別

人工知能（AI）やビッグデータの利活用においてはさまざまなプライバシーの問題が指摘されている。そのうち大きなものは「プロファイリング」に関するものである。欧洲連合（EU）で今年5月から適用された一般データ保護規則（GDPR）では、プロファイリングに対する規制がなされている。わが国の個人情報保護法では、プロファイリング

そもそもプロファイリングとは何なのだろうか。プロファイリングは元々、犯罪捜査に

活用制度改革大綱では、継続的な検討課題の一つとして、「いわゆるプロファイリング」が挙げられている。犯罪捜査で発展するプロファイリングは、これに類似しており、大まかには「ある人物について、既知の情報から、その人物の既知でない情報を推定したり、将来の行動な

に対する明示的な規制はないが、2014年のパーソナルデータ利

A black and white portrait of a middle-aged man with dark hair, wearing a dark suit jacket over a light-colored shirt. The photo is set against a plain, light background.

A black and white portrait of a man with dark hair, wearing a dark suit jacket over a light-colored shirt. He is looking slightly to his left.

1

100

国際社会経済研  
(NECグループ)

# 望まない情報開示の危険

し、自宅に(家族がそれ予測データの「正確を知る前に)妊娠に関性」をどう捉えるか連する広告が送られてといった問題が挙げられしまった事例がある。される。(金曜日に掲載)